

# 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)

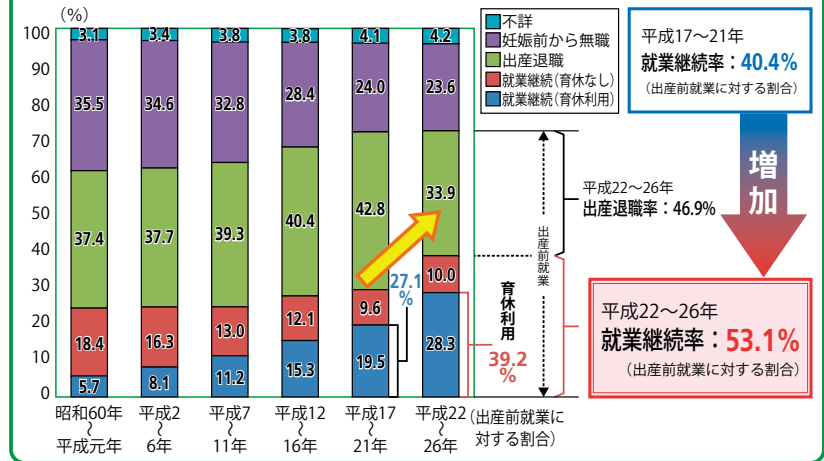
## 1 女性の就業継続をめぐる状況

育児休業を取得して就業を継続する女性の割合は増加傾向にあります。第1子出産前有職者のうち第1子出産後も就業を継続する女性は、これまで4割程度にとどまっていたのですが、最近では5割を上回っています。

備考

- 国立社会保障・人口問題研究所「第12～15回出生動向基本調査(夫婦調査)より作成。
- 第1子が1歳以上15歳未満の子を持つ初婚どうし夫婦について集計。
- 出産前後の就業経歴：  
 就業継続(育休利用)ー妊娠判明時就業～育児休業取得～子ども1歳時就業  
 就業継続(育休なし)ー妊娠判明時就業～育児休業取得なし～子ども1歳時就業  
 出産退職ー妊娠判明時就業～子ども1歳時無職  
 妊娠前から無職ー妊娠判明時無職～子ども1歳時無職

子どもの出生年別第1子出産前後の妻の就業経歴

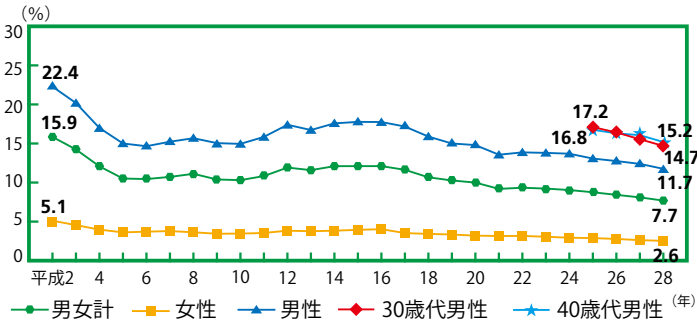


## 2 子育て期にある男性の家事・育児時間

週間就業時間60時間以上の雇用者の割合は、男女とも減少傾向にあります。子育て期と重なる30歳代や40歳代の男性ではその割合が高く、それぞれ14.7%、15.2%となっています。一方、育児期にある夫の1日当たりの育児・家事関連時間は1時間程度であり、「平成32年までに2時間30分」※という目標とはまだ乖離があります。また、男性の育児休業取得率は2.65%(平成27年)と低く、「平成32年までに13%」※の目標に向けた取組が進められています。

※いずれも第4次男女共同参画基本計画における成果目標。

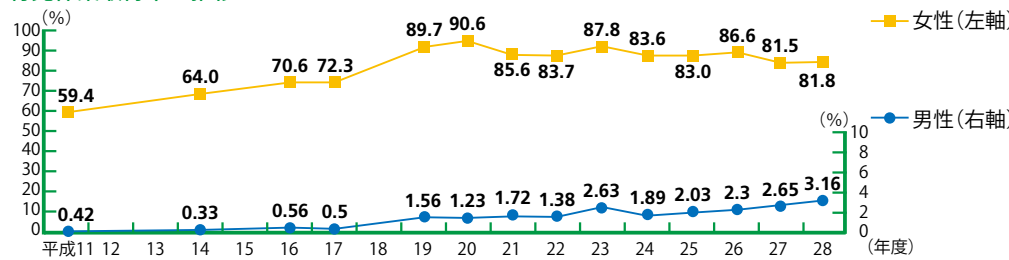
週間就業時間60時間以上の雇用者の割合の推移



備考

- 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。
- 非農林業雇用者数(休業者を除く)に占める割合。
- 平成23年度値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

育児休業取得率の推移



備考

- 厚生労働省「雇用均等基本調査」より作成。ただし、平成19年以前は厚生労働省「女性雇用管理基本調査」による。(事業所規模5人以上)
- 数値は、調査前年度1年間(平成23年度以降調査においては、調査開始前々年10月1日から翌年9月30日までの1年間)に配偶者が出産した者のうち、調査前10月1日までに育児休業を開始した者(開始予定の者を含む)の割合。
- 平成23年度の値は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

## 3 仕事と介護の両立

家族の介護や看護を理由とした離職・転職者数は、平成23年10月～平成24年9月の1年間に10万人を超えており、また男女別では女性の割合が全体の約8割(80.3%)を占めています。

備考

- 総務省「平成24年就業構造基本調査」より作成。
- 複数回離職・転職した者については、前職についてのみ回答しているため、前職以前の離職・転職については数値に反映されていない。

介護・看護を理由とした離職・転職者数

